

給与所得の源泉徴収票

平成 年分 給与所得の源泉徴収票														
支 払 者 受 け る 者	住所又は居所													
	氏名		(役職名)		個人番号									
種 別	支 払 金 額		給与所得控除後の 給与等の金額		所得控除の額 の 合 計 額		源泉徴収税額							
	千 円		千 円		千 円		千 円		千 円		千 円		千 円	
控除対象配偶者 の有無等	配偶者 特別控 除の額	控除対象扶養親族の数			障害者の数		社会保 険料等 の金額	生命保 険料の 控除額	地震保 険料の 控除額	住宅借 入金特 別控除 の額				
		特 定	老 人	そ の 他	特 別	そ の 他								
有・無	従 有・無	千 円	人 従人	人 従人	人 従人	人	人	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
老人控除対象 配偶者	控除対象配偶者	氏 名					個人番号							
控 除 対 象 扶 養 親 族	氏 名					個人番号								
	氏 名					個人番号								
	氏 名					個人番号								
	氏 名					個人番号								
	氏 名					個人番号								
(摘要)														
支 払 者	住所 (居所) 又は所在地													
	氏 名 又 は 称		(電話)		個人番号又は 法 人 番 号									

(用紙 日本工業規格 A5)

報酬，料金，契約金及び賞金の支払調書

平成 年分 報酬，料金，契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地					
	氏名又は称名	個人番号又は法人番号				
区分	細目	支払金額			源泉徴収税額	
		内	千	円	内	千
(摘要)						
支払者	住所(居所)又は所在地					
	氏名又は称名	(電話)	個人番号又は法人番号			

公的年金等の源泉徴収票

平成 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所		生年		1 明治	2 大正	3 昭和	4 平成	
	氏名		月	日	年	月	日	日	
		個人番号							
区分			支払金額		源泉徴収税額				
法第203条の3第1号適用分			千	円	千				
法第203条の3第2号適用分									
法第203条の3第3号適用分									
本人		控除対象配偶者等の有無		控除対象扶養親族の数			障害者の数		社会保険料の金額
特別障害者	その他の障害者	有	無	老人控除対象配偶者	特定	老人	その他	特別(うち同居)	
					人	人	人	人	人
控除対象配偶者		氏名	個人番号						
控除対象扶養親族		氏名	個人番号						
		氏名	個人番号						
(摘要)									
支払者	所在地								
	名称		(電話)	法人番号					

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	生年月日	年 月 日	配偶者の有無
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名	昭・平	有・無
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	〒	有・無

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	所得の見積額	異動月日及び事由
A 控除対象配偶者						
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平成13.1.1以前生)	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生(右の該当する事由及び欄に○を付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。)	1 障害者	控除対象配偶者	扶養親族	左記の内容	この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載についての「ご注意」の(6)をお読みください。	異動月日及び事由 平成28年中に異動があった場合に記載してください。
	2 寡婦	本人	()人			
	3 特別の寡婦	配偶者	()人			
	4 寡夫	障害者	()人			
	5 勤労学生	特別障害者	()人			
		同居特別障害者	()人			
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由	住所又は居所
			昭・平			
			昭・平			

主たる給与から控除を受ける

掲載時点におけるイメージです。確定様式ではありません。

扶

0の支払者控除

- ◎この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
- ◎この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
- ◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
- ◎この申告書及び裏面の「申告についての「ご注意」等は、平成〇年〇月〇日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- ◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についての「ご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

氏名	個人番号	住所又は居所	異動月日及び事由
1			平成28年中に異動があった場合に記載してください。
2			
3			

◎「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しななければならぬとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

□ 平成 28 年度分・扶養控除等(異動)申告書とマイナンバー

平成 28 年 1 月から社会保障、税、災害対策の行政手続にはマイナンバー(個人番号)が必要となります。税関連では、28 年分の給与所得者の扶養控除等申告書が初めての対象となります。

- 同申告書は 27 年分の保険料控除申告書等とともに今年の年末に収集することが一般的ですが、マイナンバーもその際に事前収集することとなります。
- ただ、同申告書は税務署への提出義務は無く、一定の期間、会社が保存していればよく(所規 76 の 3)、実務上は税務調査の際に源泉徴収簿とともにチェックを受けることが一般的であります。

※ しかし、同申告書は従業員自らが全て記載することが求められるため、同申告書とマイナンバーを分けて管理することはできないこととなります。

したがって、これまで同申告書は経理部や総務部などに余り神経を使わずに、例えば据え置きボックスに投げ込んでおいて下さい、と言ったような対応を取っていた会社も、今後はきちっとした安全管理措置を行う必要があります。

□ 具体的な安全管理措置の例

- ◆ 同申告書を社内で集めた場合、社内規定で取扱担当者等をあらかじめ決めておき、同申告書は不特定多数の目に触れないように、鍵のかかる場所で管理する。
- ◆ また、データで提出された場合には、社内規定で担当者を決めて、データを管理するパソコンにはファイアウォールを設定する。 などの方法があります。

□ なお、同申告書の保存期間である 7 年間が終了した後はマイナンバーを速やかに破棄・削除しなければなりません。

以 上

□ 社員研修、勉強会の実施に際して

マイナンバーに伴う事前研修では、パート、バイトを含めた全従業員を対象にした「全従業員向け研修」と、給与担当者を中心とした「安全管理研修」の二つが必要と考えられます。

まずは、全従業員向け研修であるが、これは通知カードが届く今年の10月までに実施されることが望ましいといえます。その理由は、既にご承知のように会社はその後にこの通知カードからマイナンバーの事前収集を行うこととなるため、その通知カードを不用意に紛失などされると会社としても困ることとなるからであります。

そこで、9月中までに実施していただきたい全従業員向け研修で、是非念を押しておいていただきたいポイントを以下に記載しておきます。

- (1) 住民票は現住所に移しておく
- (2) 簡易書留で10月に郵便物が届く 通知カード、個人番号カード申請書、返信用封筒、説明書などが同封されている
- (3) むやみにマイナンバーを他人に教えないように
- (4) なるべく個人番号カードを取得しましょう
- (5) 通知カードをなくさないように、家族の分もです
- (6) 平成28年度分・扶養控除申告書提出の際に使用します

以 上